ハ　当該配偶者又は当該扶養義務者が令第八条第四項において準用する令第五条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

ニ　（略）

（認定の請求）

第十五条　法第二十六条の五において準用する法第十九条の規定による特別障害者手当の受給資格についての認定の請求は、特別障害者手当認定請求書（様式第五号）に、次に掲げる書類等を添えて、手当の支給機関に提出することによつて行わなければならない。

一～三　（略）

四　受給資格者の前年の所得につき、次に掲げる書類

イ～ハ　（略）

ニ　受給資格者が令第十二条第四項において準用する令第五条第二項各号に該当するとき（ホに該当するときを除く。）は、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

ホ　受給資格者が令第十二条第四項において準用する令第五条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

ヘ　（略）

五　配偶者又は法第二十六条の五において準用する法第二十一条に規定する扶養義務者がある受給資格者にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類

イ　（略）

ロ　当該配偶者又は当該扶養義務者が令第十二条第五項において準用する令第五条第二項各号に該当するとき（ハに該当するときを除く。）は、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

ハ　当該配偶者又は当該扶養義務者が令第十二条第五項において準用する令第五条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

ニ　（略）

（新設）

ハ　（略）

（認定の請求）

第十五条　法第二十六条の五において準用する法第十九条の規定による特別障害者手当の受給資格についての認定の請求は、特別障害者手当認定請求書（様式第五号）に、次に掲げる書類等を添えて、手当の支給機関に提出することによつて行わなければならない。

一～三　（略）

四　受給資格者の前年の所得につき、次に掲げる書類

イ～ハ　（略）

ニ　受給資格者が令第十二条第四項において準用する令第五条第二項各号に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

（新設）

ホ　（略）

五　配偶者又は法第二十六条の五において準用する法第二十一条に規定する扶養義務者がある受給資格者にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類

イ　（略）

ロ　当該配偶者又は当該扶養義務者が令第十二条第五項において準用する令第五条第二項各号に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

（新設）

ハ　（略）